



特別養子縁組について（平成29年11月一般質問）

最後に、特別養子縁組をはじめとする家庭的養護の取り組みについてお尋ねをします。

国も県もあらゆる手を打ちながら少子化対策にご尽力を頂いていますが、少子化に歯止めがかかりません。昨年1年間の出生数が、**全国で初めて100万人を切り**、「**100万人ショック**」と言われています。まさに国難です。

一方で、**赤ちゃんを巡る悲しい事件**が後を絶ちません。今年の7月には、陸上自衛隊の駐屯地で自衛官の女性が隊舎内で出産、そのまま自室に放置し、遺棄するという事件が起きました。

また、生後間もない赤ちゃんを、泣くからと言う理由で殺めてしまったというニュースもよく耳にします。それぞれに、様々な事情があるのだとは思いますが、もしも、赤ちゃんが話すことができれば、「**私を殺さないで。生きたいよォ!**」と言うに違いありません。

そのような中、**周南市の田中病院**では、平成25年から新生児の特別養子縁組の取り組みをされています。**全国で特別養子縁組に取り組む産婦人科6施設の内1つで、中四国では唯一**です。

この病院がこの特別養子縁組に取り組まれたきっかけは、2つあります。

ひとつは、「折角生まれた命なのに、**虐待で死亡する乳幼児は年間100人。その半分近くは母子心中**。しかも、**その内の2割は産院から退院したその日に死亡している**という事実を知った衝撃から」、

2つ目は、

「望まぬ妊娠をした場合、女性は誰にも言えず苦しんでいる。

例えば、5年前、准看護師が望まない妊娠をしたが、産んでも育てられないので、一人で出産をし、赤ちゃんを空き家の庭に遺棄した。

医学の勉強をした女性でさえ、この状況。

さらに、妊娠したことを親にも言えず自殺した中学生、性被害によって、妊娠した女性など、**妊娠の裏に隠れた事情**を知り、どうにかしたいという決意から」だそうです。

一方で、**子供が欲しいのに、妊娠が難しく、悩む夫婦**もたくさんおられます。産婦人科には、事情を抱える母親も、子供が欲しい夫婦も相談に行かれます。

そこで、望まぬ妊娠でできた赤ちゃん、その母親、赤ちゃんに恵まれないご夫婦。この三者全員を救うために、赤ちゃんを育てられないお母さんから、赤ちゃんに恵まれないご夫婦へ、赤ちゃんを託すことを始められたのです。

これが、**産婦人科医師が行う特別養子縁組**です。

特別養子縁組は実の親との関係を完全に断ち切り、戸籍上も「養子」ではなく「実子」として記載されます。

田中病院では、この4年間で、試験養育期間の1組を含め、既に7組の特別養子縁組をして来られ、赤ちゃんは、今、新しいお父さんとお母さんの下で、愛情をいっぱい注がれながら、元気にすくすくと育っているとのことでした。

また、この赤ちゃんを産んだ実母たちも、辛さを乗り越え新しい人生の再スタートを切ることができます。現在、助産師になりたいと、頑張っている人もいます。戸籍には、この赤ちゃんのことは載っていませんので、自分が話さない限り、「出産した」という履歴は残りません。

全国には養子縁組あっせん事業者として、先ほどの6つの産婦人科以外にも平成28年10月現在で17事業者が届け出をされています。

その中の一つ、「**NPO 法人 Baby ぼけっと**」では、この**7年間で毎年約50組の特別養子縁組**をしてもらっています。

皆様のお手元に配布させていただきました写真をご覧ください。この写真は了解をいただいて印刷配布したのですが、ここに写っているのは、全て、このNPOが支援され、養子縁組でできた家族です。真実告知を済ませた家族が、毎年こうして集まる企画をされています。この他にも、写真に写っていない家族もいらっしゃるようですが、この一人一人の子供の笑顔を見ていると、大切に育てられている様子がよくわかります。

(参照：[NPO 法人 Baby ぼけっと HP](#) ページ下部掲載写真)

同じく、お手元には、この特別養子縁組で元気に育っている小学2年生の男の子の作文を御紹介しております。産みのお母さんと今のお母さん、二人のお母さんを共に受け入れ、二人ともに感謝している様子がよくわかります。特に最後の「**お母さん、産んでくれてありがとう**」の言葉は、読んだだけで涙がでます。

こうした子供たちが、もしも養子縁組をされていなかったら、ひょっとすると、命を絶たれていたかもしれません。

一人でも多くの赤ちゃんの命を救うため、また、実母である女性の人生の再スタートを応援するため、さらに、養親との新しい家族の幸せのためにも、こうした取り組みを、県として、支援していくべきではないかと考えます。

こうした中、昨年の児童福祉法において、様々な事情で産みの親が育てられない子供について、家庭と同様の環境における養育を推進することが法に明記されました。

こうした子供たちが健全に成長していくためには、特定の大人と愛着関係を持って家庭と同じような環境で育てること、いわゆる家庭的養護を進めていく必要があります。そのためには、こうした特別養子縁組に対する支援をはじめ、里親の育成や普及、また児童相談所の機能強化も大変重要であると考えます。

そこでお尋ねします。

県では、特別養子縁組に対する支援をはじめとする家庭的養護の推進について、どのように取り組んでいかれるのか、ご見解をお伺いし、私の一般質問を終えます。

ご清聴、誠にありがとうございました。

<村岡嗣政県知事答弁>

藤井議員の御質問にお答えします。いただいた御質問のうち、私からは、特別養子縁組をはじめとする家庭的養護の取り組みについてのお尋ねにお答えします。

成長・発達に最も自然な環境である家庭において、適切な養育を受けられない子どもにとっては、家庭に近い環境の中、特定の大人との継続的で安定した愛着関係の下で養育をされる「家庭的養護」は、極めて重要と考えています。

このため、私は、家庭的養護の充実を図るため、平成27年3月に「家庭的養護の推進計画」を策定し、児童養護施設等の小規模化や里親委託等を推進してきたところであり、里親委託率は計画策定時から2割増加し、17.5%に向上しました。

こうした中、国においては、昨年、児童福祉法を改正し、養護を必要とする児童については、原則、里親家庭や養子縁組家庭での養育とすることを明記するとともに、児童相談所業務に、里親の登録から委託児童の自立までの一貫した里親支援や養子縁組の相談・支援を位置づけたところです。

これを踏まえ、私としても、本県における家庭的養護をさらに進めるため、里親への支援の強化や養子縁組の推進に積極的に取り組むこととしています。

具体的に、まず、里親支援については、今年度新たに児童相談所に配置をした里親相談支援員を中心に、児童相談所と児童養護施設等がチームとなり、里親を支援する体制を構築するとともに、特に愛着関係形成に重要な時期となる乳幼児の養育里親の確保に努めております。

また、養子縁組の推進に向けては、本年4月に養子縁組を前提とした養子縁組里親が法定化されたことから、養子縁組里親に対し、親として身につけるべき知識や児童への接し方を学ぶための研修を行うこととしています。

さらに、お示しの特別養子縁組は、家庭復帰が困難な子どもへの永続的な家庭の保障という観点から重要な制度と考えております。あっせんを行う民間機関の質の確保を図るため、相談・援助技術の向上に対する支援を検討してまいります。

私は、本県の次代を担うすべての子どもが健全に育成されていくよう、今後とも、里親委託や特別養子縁組等を進めることにより、家庭的養護の一層の推進を図ってまいります。